

第百九十二回国会 衆議院 財務金融委員會 會議錄 第六号

平成二十八年十一月一日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君

理事 藤丸 敏君

理事 山田 賢司君

理事 伴野 豊君

理事 池田 佳隆君

理事 尾身 朝子君

理事 大隈 和英君

理事 大見 正君

理事 勝俣 孝明君

理事 工藤 彰三君

理事 斎藤 洋明君

理事 助田 重義君

理事 竹本 直一君

理事 中山 展宏君

理事 牧島かれん君

理事 村井 英樹君

理事 和田 義明君

理事 古川 元久君

理事 前原 誠司君

理事 横山 博幸君

理事 濱地 雅一君

理事 宮本 徹君

理事 小泉 龍司君

土井 亨君

宮下 一郎君

木内 孝胤君

伊藤 渉君

石崎 徹君

大岡 敏孝君

大野敬太郎君

鬼木 誠君

神田 憲次君

國場幸之助君

坂井 学君

鈴木 隼人君

津島 淳君

古田 圭一君

宗清 皇一君

山田 美樹君

重徳 和彦君

古本伸一郎君

本村賢太郎君

上田 勇君

宮本 岳志君

丸山 穂高君

政府参考人
(財務省主税局長)

星野 次彦君

政府参考人
(財務省理財局長)

佐川 宣寿君

財務金融委員會専門員

駒田 秀樹君

委員の異動

十一月一日

大見 正君

斎藤 洋明君

竹本 直一君

津島 淳君

福田 達夫君

宗清 皇一君

今井 雅人君

鷲尾英一郎君

同日

池田 佳隆君

尾身 朝子君

工藤 彰三君

國場幸之助君

古田 圭一君

和田 義明君

本村賢太郎君

横山 博幸君

同日

大隈 和英君

牧島かれん君

同日

補欠選任

斎藤 洋明君

福田 達夫君

十一月一日

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金

融の機能の安定を確保するための金融機能の強

化のための特別措置に関する法律等の一部を改
正する法律案(内閣提出第五号)
は本委員会に付託された。

制度をやつていかかというふうに各所で発言し
ておられました消費税の軽減税率、この問題につ
いてちよつとお伺いしたいと思うんですけれど
も、大臣は、最後、急転直下、この軽減税率が決
まる直前まで、これはいかかなものかということ
をおつしやつておられたというふうに記憶をいた
しております。

本日の會議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本
的な改革を行うための消費税法の一部を改正す
る等の法律等の一部を改正する法律案(内閣提
出第三号)

また、国会でも何度も大臣とも議論をさせてい
ただきました。そういう中で、さまざまな課題や
問題というものが浮かび上がつてきたと思いま
す。私どもも、消費税の逆進性対策、低所得者対
策としては給付つき税額控除というものを導入し
てはどうかということ、法案なども提案もさせ
ていただいております。

○御法川委員長 これより會議を開きます。
内閣提出、社会保障の安定財源の確保等を図る
税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部
を改正する等の法律等の一部を改正する法律案を
議題といたします。

今回のこの消費税の一〇%の引き上げの再延期
で、議論をする時間ができたわけですから、ですか
ら、時間の余裕ができたんですから、大臣もあれ
だけいかかと言つていた制度であります。そし
てまた、国会の議論の中でもさまざまな問題点も
明らかになつてきたわけでありまして、あの三
党合意の、三党合意を大臣は大変評価もしてい
ただいておりますから、その精神に立ち戻れば、も
う一度議論する必要があるべき姿だというふう
に私も思っております。

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、そのように決しました。

ただ、この間の議論を聞いていても、その気は
ないようでありますので、私どもの立場をまず
はつきり最初に申し上げさせていだきだいたいと思
いますが、その上でまずきようお伺いしたいの
は、この軽減税率、議論するに当たつて最後ま
で、対象範囲をどこにするのかというのは相当ざ
りざりもめました。最終的に決まったところ
が、食料品と、そしてなぜか宅配される新聞、そ
ういう形に決まったわけでありまして、この
対象選定には多くの方面から疑問が呈されてき
たわけでありまして。今回のその決まった範囲につ

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、
順次これを許します。古川元久君。

○古川(三)委員 おはようございます。民進党の
古川元久でございます。

きようは、法案についての議論と同時に、来年
度税制改正に向けての議論もちよつとさせていた
だきたいと思っております。

まず麻生大臣、大臣も去年の今ごろは、こんな

【異議なしと呼ぶ者あり】

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつ
て、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、
順次これを許します。古川元久君。

○古川(三)委員 おはようございます。民進党の
古川元久でございます。

いは、これが軽減であれば、なぜ自分たちが軽減にならないんだという声も随分あるわけであります。

延びたことによって、今決まっている軽減税率の適用範囲、この対象について見直しの議論とか、そういうことが行われる可能性は全くないのか。あるいは、議論自体はそれはやる必要があるのか。その点についてはどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○麻生国務大臣 この軽減税率の適用対象品目につきましては、これは、消費税率引き上げに伴いまして、低所得者層へのいわゆる配慮というそういった趣旨を踏まえて、幾つかに分けて、日々の生活の中で、消費、利活用、また、消費税の逆進性の緩和、それから、合理的な明確な線引き、そして、社会保障財源になるわけなので、この消費税率への影響などの点を総合的に勘案をして、酒類、外食を除く食料品及び一定の新聞の定期購読料等々としたところであつて、今の段階で見直すつもりはありません。

軽減税率の対象品目やその適用の判断については、これまでの国会審議でいろいろ御指摘の内容を踏まえまして、この四月でしたか、事例をまとめたQアンドAのかんりのものをつくらせていただいて公表しておりますほか、いろいろなところで説明会や何やらを開催させていただいて、いろいろな事業者、特に小規模事業者などからいろいろな相談等々を受けて、それに対しましての周知、広報等々を今行っているところでありまして、引き続きこうした取り組みを丁寧に行つてまいりたい、今からそういうふうに考えておるところであります。

○古川(元)委員 次に聞く話まで読んでしまわれたようなんですけれども、もう一度簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

今の大臣のお話を聞いたら、適用品目については見直しはあり得ない、そういう議論もしない、そういうことでよろしいですか。

○麻生国務大臣 あれだけ長い時間をかけて審議

をさせていただきましたので、今の段階で見直すつもりはございません。

○古川(元)委員 議論もしないというふうな考えでいいですか。

○麻生国務大臣 御存じのように、二年半もありません、特殊な事情が起きるかもしれないけれども、それはもうよく申し上げますように、経済は生き物でありますから、そういったものは常に何か起こり得るということは十分に可能性があるかと思ひますが、今ただいまその状況にあるかといへば、今の段階ではない、そう申し上げております。

○古川(元)委員 今の段階ではそうじゃないけれども、では、例えば世の中の、これが軽減税率の対象に入っていないのはおかしいじゃないかと、そういう世論でも沸き起こつたら、そのときには議論する可能性があるということですね。

○麻生国務大臣 これもたびたび申し上げておりますように、経済は生き物でありますから、いろいろな状況というのは我々の想像を超える話があるかもしれませんし、我々はこれまで随分丁寧にいろいろ審議をさせていただきましたけれども、我々が抜かしているところもあるかもしれないし、全然別の御意見とかいうものも出てくるかもしれないし、また、我々の想像を超える事態が起きる等々も考えられないわけではありませぬので、私どもとしては、今後、今日ただいまの状況ならともかくも、そういった状態が起きた場合はその時点で考えざるを得ないという事態になり得るというの、常にあり得るものだと思つております。

○古川(元)委員 今の大臣のお話を聞くと、多分あしたから自民党の方に、うちも軽減に入れてくれという陳情がどつと噴き出すと思ひますよ、今回の範囲に対しては非常におかしんじゃないかと不満を持っているところもたくさんありますので。

そういった意味で大変大きな御答弁じゃなかったかと思ひますが、もう一点、さっき私が聞く前にお話もされてしまいましたけれども、どういう場合に適用するか。例えば、ここでも議論になりましたテークアウトとイートインのときに扱いが異なる。

この軽減税率を含めた税制改正法案のときの議論の最後の締め総のときには、安倍総理は、テークアウトだと言つて買つて、そして店の中で食べたい人がいたら、例えば子供がそうやって食べたいなら、自分がそこに客としていたら、それはだめだと言つて注意をする、大人はそうすべきだということまで安倍総理は言われたんです。でも、それを店の人には要求はしないけれども。

ただ、そうすると、これは現場で混乱が起きるんじゃないか。テークアウトだと言つて持ち帰り用の袋にもらつた人が、そこで、店の中で食べ始めたなら、イートインだと言つて食べていたほかの人が、あれはだめなんじゃないか、ちゃんと注意しろとか、そういうふうな店員に文句を言うという事になったりして現場で混乱が起きるんじゃないかということ、私は、そういう状況は今でも変わっていないと思ひます。

ですから、そういった意味での適用のあり方については、先ほどいろいろ聞いていらつしやるというふうな言われましてけれども、やはりもつと本当に、この消費税というのは、これは消費者の皆さん方から事業者の皆さん方が税務署のかわりにお預かりして国に納めるというものでありますから、そういった意味では、一番末端でそういうトラブルに巻き込まれかねない納税義務者である事業者の立場に立つた適用のあり方の見直しというものは柔軟にやつていくべきだと思ひますが、その点はそういう認識でよろしいですか。

○麻生国務大臣 このテークアウト、イートインの話は随分いろいろさせていただいたんですが、いわゆる適正な課税の確保というのが重要なものであつて、今古川先生言われるように、現場

場で事業者による運用の可能性についても配慮しろという話なんだと思つておりますし、これは十分配慮する必要があるんだと思つておりますので、私どもとしては、酒類及び外食を除く食料品と法律上これは明確に定めてはおりません。具体的な事例については、これはQアンドAというのを、この厚いものをつくらせていただいておりますので、いろいろなところで配らせていただいてもおりますが、ぜひとも事業者にとつてもわかりやすいようにしておかぬという今言われたような問題になるんだと思つておりますので、私どもとしては、これはもう可能な限りいろいろな方々にこれを説明させていただいて、そして、いろいろな問題が現場で起きたときに対応できるようなことに対して、私どもとしては、これは基本的には税の確保ということでもありますが、そういうところには当たつては、今言つたような話が絶対起きないと言つてもありませんけれども、基本的に消費者の方々のモラルという点、非常に大きいと思つておりますけれども、私どもは、その点に関して極めて高いモラルを日本人は持つておるんだ、そのように理解しておりますし、そういったものにしまして少々混乱が一時期起こるかもしれないけれども、基本的には私どもは、そういった話に関しては、何となく不正なことではないという態度、そういった倫理、そういったモラルというものは極めて高い国民性があるんだ、私はそう思つております。

○古川(元)委員 大臣、モラルとか、私も基本的にはそういう方々が多いと思ひますよ。しかし、そうじゃない人もいろいろの事実です。だからこそマル査もあるわけだし、新聞報道なんかを見ていると、そういう調査とかをかなり厳しくするといふ話もある。それは、モラルのない人、守つていない人がいるからでしょう。ですから、そういう人たちがいることも残念ながら事実なんです。

しかし、そういう中で見ると、やはり税というのは公平性というのが最も大事で、ちゃんと真面

目に税を納めている人と、そうじゃない人、文句を言う人とか声の大きい人とかが得をするということではやはりおかしいと思います。

特に、先ほど申し上げましたけれども、この消費税を現場で預かりする事業者の皆さん方というのは、税務署の職員が調査に行つて何だといつて怒られるのは、まあ仕方がないといえど仕方ないかもしれません。税務署の職員を、よくいらつしやいましたというふう喜んで受ける経営者の人はまずいと思いますから。しかし、事業者の皆さん方は、税務署の職員でもない、きちんと徴収することを仕事としてやるわけでもない方が、今おつしやられたような、少々の問題、トラブルはあるかもしれないけれどもというのは、ちよつとこれは、納税義務者である事業者の皆さん方に寄り添つているとは言えないんじゃないかと私は思ふんです。

やはりそういった意味では、現場の中で混乱が起きないようなやり方にきちんとそれは声を聞いてやっていく。それができないのであれば、そもそも私はこれはできないと思ふんですけれども、だからこそこの制度は問題があると思ふんですけれども、見直すということがあるべき姿だと思ふんですけれども、そこで大臣、まさに政治家として、そして経営者でもないらつしやるわけですから、多くの従業員の人たちの立場に立つたら、やはりそういう人たちが現場でこの軽減税率のためにそういうトラブルに巻き込まれないような、ちゃんとそこは責任を持ってやる、それくらい言つてもえませんか。

○麻生国務大臣 これはよく、地域性もある、場所によつて生活水準の差が出る等々いろいろな意見があつたときも出ていた。この議論をいたしているときも、いろいろな御意見がいろいろな方面から、あちこちから出ていたのは確かです。

私どももいたしまして、事業者の方々がそういったささいなことからトラブルに巻き込まれるのを避けたいというお気持ちもわかりますし、私の方としてもそういったものがないにこしたこ

とはありませんし、そういったものを十分に避けねばならぬと思つて我々としてはいろいろやらせていただいているんですけれども、ぜひそういった意味で私どもは、実際に今からさらにいろいろな御意見が出されるんだと思ふので、そういったものも十分に拝聴させていただいて、いざスタートした段階でまた我々が想像はしていなかったような事態というのが仮に起きた場合は、その場合その場合においていかにすべき対応を考えねばならぬということになるのかもしれない。これまでの間、この数年にわたつていろいろ御議論をさせていただき、意見を拝聴もさせていただき、多くの事業者の方々から意見も聞かせていただきましたけれども、今の段階で私どもとしてはこの方法でまずはやらせていただく。その結果、私どもとしては、思ふぬ事態になつたというのであれば、法律として極めて合わないことになるし、この問題に関しては私どもも否定はしませんけれども、しかし、この問題に関しては私どもも十分に議論をさせていただいた上で話でありますので、古川先生の御意見、まことにごもつともだと思ふんですけれども、今の段階でそれを変えるという気が今の段階であるわけではございません。

○古川(元)委員 数年にわたつて議論されたと言ふんですけれども、一年も議論していないんです。最初に申し上げたように、大臣は今ごろは、こんな軽減税率なんかとんでもないとおつしやつていたんですから。ですから、この議論、範囲が決まつた運用が決まつて、どうするんだと不安が広がつたのはことしに入つてからなんです。しかも、最初は来年の四月からやるといふふうなものだつたんですから、間に合うのかと言つて、そういう大変な状況だつたんです。

ですから、そういった意味では、別に長く議論して決まつたわけではなくて、もうどたばたで決まつて、急にやらず、現場は対応できるか、そういう状況にあるわけなんですから、時間がきたからこそ、ちゃんと腰を落つつけて、納税義務者

である事業者の皆さん方の立場に立つた制度設計でなければ、とにかく消費税というのは、やはりこれは預かり金なわけですから、そういった意味での納税義務者である事業者の皆さん方の協力がないければ適正な徴収というのはやはりできないわけですから。現実には消費税の徴収漏れはたくさんあるわけですよ。ですから、やはりそういう点から考えても、この点は極めて重要な問題だ。

ですから、始まつてみないと、まあそのときに考えるというんじゃないで、時間があるんですからやはりちよつと考へて、問題があれば、制度の根本も含めて見直す柔軟な姿勢というものを保持していただきたいと思います。

結局、消費税の引き上げが延期されたことによつて、これだけ大変だと言つて慌てていた軽減税率の導入そしてインボイスの導入、これも延期になりました。確認ですが、軽減税率の導入やインボイスの導入というのは、一〇％に上ることが大前提ですね。もし万々が一上がらないということになったら、そのときに、上がらないけれども軽減税率だけ導入するとか、あるいはインボイスだけ導入する、そういうことはないですね。そこを確認してください。

○麻生国務大臣 ありません。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

大臣、昔から、二度あることは三度あると言ふんですよ。今は正直、大臣だつて、本心にちゃんと二〇一九年に一〇％に必ず上がると確信を持って言えますか。多分言えないでしょう。私は、実はもう去年の年末ぐらいから、絶対に延期すると思つていました。多分大臣もそういうふうに入つて思つていました。ひよつとしたら安倍総理も、安倍総理自身は多分そういう考えだつたんでしようけれども、だからこそ、あんな強引な形で軽減税率を決めたんじゃないかと思ふんです。

方がいいですよ。多分そのころまでには、延期するという話になつたら、軽減税率が決まつたからそれに向けて設備投資をしろ。結構小売とかなんか大変なんです。レジをかねたりとかいろいろ。そうやって投資しちやつたら、延期になつたら無駄な投資になりますから。やらない方がいいですよ、聞かれた人に私はこう言いました。そういう人たちから私はえらい感謝されました。古川さんの言うとおりで、やらなくてよかったわと。

政府の言うことを信じて、来年から軽減税率が始まりますから早く、補助金も出しますから、補助金を出すといつても全額じゃないですから、自己負担もあるんですから。そうやって投資しちやつたら人たちがしたら、多分、おいこれはどうしてくれるんだというふうな思いがあると思ふますよ。

大臣、経営者であればそう思いませんか。どうですか、大臣。

○麻生国務大臣 経営者としては無駄なコストは避ける、当然のことです。

○古川(元)委員 ありがとうございます。

そうなりますと、では、時間がきたからこの間にちゃんと投資してやろうかといつたら、多分、ほとんどの経営者はやらないと思ふます。私がいも聞かれても、いや、また延期する可能性は十分ありますからねと。そこで投資しちやつたら、結局、今の話で、上がらなければ軽減税率もインボイスも導入にならない。であれば、投資しても無駄な投資になる可能性はあるわけですよ。私が経営者だつたら、私だつてやりませんよ。本当に直前のところまで見て、本当にどうなるかという。

そう考えると、結局、延期しても、軽減税率導入やあるいはインボイス導入に向けての準備はほとんど進まないのではないかというふうに入思ふますけれども、どうですか、大臣の感覚的には。

○麻生国務大臣 これはそれこそ古川さん、経営者によつていろいろな判断が違つてくる可能性は十分にあると思ひます。

二年半という時間がありますので、その間の経済情勢を見て、ああ、世の中は株価が少し上がってきたし、景気もよくなってきたからこれは確実になるかと判断される方もいらっしゃるでしょうし、自分の商売がそうでもないの、いや、世の中はそう言っても、俺のところの商売を見ててもそうじゃないからと判断される方もいらっしゃるでしょうし、これは実にいろいろ出てくるんだと思います。

いずれにしても、私どもから見ますと、基本的には、社会保障と税の一体改革というのを三党で合意して我々はいろいろなことを考えてスタートさせていたんだという経緯でもありますので、我々としては、消費税を上げる、それに当たっては低所得者層への配慮というところからこれを考えていたわけですから、いろいろな意味で御意見等々があるのは十分に承知しておりますけれども、少なくとも二〇一九年までというのは、基礎的財政収支をチャラにしておかないと、後世のためということを考えますと、やはりそこまできちんとしておきたいものをしておく必要があるかと思っておりますので、そのためにはこの消費税というのを避けて通れぬ、そういうように理解をしておりますから、私どもとしては、二〇一九年までにそういうことが引き上げられるような経済情勢というものを抱えていくために、万全の体制で臨んでいかねばならぬことだと思っております。

○古川(元)委員 安倍政権発足からずっとそうやっておっしゃって、ちゃんときちんとやれるようにと言いつつ、二回も結局上げられないような経済状況で来ているわけですね。

さっき申し上げたように、こんな二回も延期されて、これから先、では、今やっていることで本当に景気は立ち上がっていくのか、最近はそのことに對しての疑問を持つ人がかなりふえています。

ですから、そういう状況の中ではなかなかこの準備が進まなくて、結局、そうなればまた混乱も起きるという今は悪循環に入ってしまったっているん

じゃないかな。そういう認識を持っているというのを申し上げて、ちよつと次の課題に行きたいと思ひます。

そういうことでは、消費税の引き上げが二回も延期されて、一〇%に本当に上がるかどうかということも極めて疑問な状況の中において、私自身、大蔵省に入省したときに消費税導入の議論が真つ最中で行われている主税局に配属になって、私は消費税に対しては思い入れがあります。これはやはりこれからの社会の中で重要な役割を果たしていつて、むしろ消費税というのは、仕組みさえきちんとなれば、公平な税制で、人々の生活あるいは働き方にも中立的なもので、特に、高齢化社会の中で、社会保障などの必要な財源を賄う主要な財源としては大事なことだというふうに思っております。

しかし、ここまで、そのためにということをお願いをしたはずの引き上げもできない。また、やはり国民の皆さんの消費税に対するアレルギーというものは極めて大きいということも考えてみますと、今になって思ひますと、この間、消費税導入からそして引き上げに至るまでは、消費税を上げて、一方で所得税は下げる、常にそういうことが繰り返されてきた。この前の社会保障・税一体改革は、ある種、純増税という形で初めて国民の皆さん方に負担をお願いして、そのかわり、その負担はきちんと、後世の借金を減らすことと社会保障充実とに充てますよということをお願いをさせていただいたわけなんですけれども、ただ、ちよつとやはり国民の皆さんからすると、今、格差もどんどんと拡大しているというところが世界的にも日本の中でも問題になる中で、余りに国民負担というところで消費税に議論が集中し過ぎ、注目というか関心が集まり過ぎていたんじゃないかなというふうに思っております。

ちよつと資料をお配りさせていただきましたけれども、OECDの、ちよつと古い二〇〇八年の調査なんですけれども、税による所得格差の是正効果は、日本はOECDの中で一番低いような状況

況になってるんです。ですから、こういう状況を見ても、所得課税というもののあり方について、もう少しここでしっかりと見直すべきときに来ているんじゃないかなと思うわけであります。そこで、基本的なことではありますが、大臣、税制の中で所得税の果たすべき役割そして機能というののについては、どのように認識されていらつしやいますでしょうか。

○麻生国務大臣 所得税につきましては、これは租税の中で最も基本的な機能というものを有しております。いわゆる公的サービスというものの財源を調達する機能を有しておられるというのが、多分これは所得税というところになるんだと思つていんですが、個々の納税者が稼得されたそういった所得に税のいわゆる負担能力というのを見つけて、その上で、累進税率とか控除の仕組みなどいろいろなものを通じて、所得再分配機能というののつきました重要な役割を担つているという意味で、非常に基本的な意味でも大きな税の根幹をなすところがこの所得税と、私はそう理解しております。

○古川(元)委員 私もその認識は共有するんですけど、そういう中でいいますと、先ほど申し上げているように、このところずっと所得課税は、社会保障・税一体改革では少し高所得者の負担をふやすという改革をしましたけれども、基本的な流れはずっと、消費税導入以降、その以前から少しあつたと思うんですけど、所得税を軽減していくという方向。

ですから、そういう意味で財源調達機能、また、昔のような累進税率がいいとは思ひませんが、昔は、それこそ稼いだ分の九割方を取られちゃうみたいな、よくそこで真面目に払つていた日本人というのは、そういう点はお金持ちの人たちも本当に真面目だと思ひますけれども、そういう意味では非常に所得再分配機能も働いていたんですが、このブラケットもずっと今はシンブルになって、そういう意味では所得再分配の機能というの、ちよつと以前に比べると弱つて

きているんじゃないか。

ですから、今大臣がおっしゃられた所得税に求められる機能というものが今現在ちよつと弱つてきている状況にあるんじゃないかというふうには思ひますが、その点についての御見解はいかがでしょう。

○麻生国務大臣 これはこの前のときの政府税制調査会等々におきましても言われておりましたけれども、昭和六十年代以降だったと記憶しますけれども、税率構造について大幅な累進の緩和が行われたというのは先ほど古川先生言われたとおりなんですが、それ以降、所得再分配の機能としていえるものはかなり低下したということは否めないのではないかと、これは昭和六十年代以降で見ますと。

そうした中であつて、近年の税制改正の中においては、いわゆる所得再分配機能の回復というのを図らないかぬのではないかと御意見いろいろ出て、所得税の最高税率を四〇から四五というのに引き上げさせていたんで、また、給与所得控除の見直しというのやらないかぬというのと、控除の頭打ちとなる給与所得の引き下げをやらせていたんで、千五百万円から千二百万円にして一千万円にしたんだと思ひますが、そういうのをやらせていたんで、また、いわゆる金融所得課税の見直しということで、一〇%だったものを倍の二〇%に引き上げたりなんかして今取り組んでいるところでありまして、我々としては、改正の効果というのを、今はやっぱばかりですから少し見きわめないかぬところだと思つておりますけれども。

いずれにいたしましても我々としては、最高税率の推移というのは、昔に比べれば確かに、昔は七〇、八〇というような時代でしたから、そういうものに比べれば少し下げようという努力をさせていたんで、また、いきまして、それでまた少しづつ上がつてきているというのが今の状況でありますので、一時期、平成十一年ぐらいのときが三七、八だったと思うんですけど、それが

今四〇になり四五というところで少しづつ上がってきいていると思いますけれども、この所得の再分配というのはどの程度というものの感じは、これは極めて重要な判断のもとになりますので、私どもとしては、慎重に対応していかなければならぬところだと思っております。

○古川(元)委員 私も大臣と基本的な認識は同じなんです。我々の改革の中で、一定の負担を上げる、また、特に高所得者の人あるいは資産を多く持っている人たちの負担を多くしていく方向、負担増をお願いしたところでありまして、そういった意味でその推移は見ていかなきゃいけないと思うんですけれども、しかし、私、税調なんかの議論でちょっと気になるのは、そうやって財源調達機能が低下しているとか、あるいは、所得再分配機能をもっと強化させていかないと格差が拡大している中で問題だという話がある中で、その議論はやはり税収中立を前提にして、基本にしてという、そういうふうになっているんですね。

所得格差の是正というのは、税だけじゃなくて、給付によって、社会保障などの給付、あるいは子育てとか教育とか、そういうところの給付によってもこれは是正ができるわけであって、そういった意味では、そういう本場に今必要な、特に子育て世代、あるいは、給付型の奨学金の話もありますけれども、教育とか、そういうところにかかる費用を本場に公的サービスとして出していかなきゃいけない財源を賄うということであれば、必ずしもこの税収中立というところにこだわらず、きちんとこういう形のところに、それこそ消費税の御負担をお願いするときに、これをちゃんと社会保障に全て充てますということを前提にしたように、こうした部分は子育てあるいは教育の部分に充てます、だからその部分は所得税の中での負担増になるかもしれないが、こういう形で皆さんにお返ししますから御理解してくださいという議論もやっていますけれども、はい。

すけれども、いかがですか。

○麻生国務大臣 これは骨太の二〇一五だったと記憶しますけれども、その中で、個人の所得課税についていわゆる税制中立の考え方を基本として云々と書いてあるあれがもとのもどったと思えますけれども、税負担構造の見直しをそれによって行っていくべきだということがここに記されているんですが、この所得税の改革については、これは御存じのように、今は厳しい財政にありましての一点、必要な財源というものをある程度負担増に配慮しながら確保する必要があるというのは私も確かだと思っておりますが、やはり基本的なところは、税制中立と言いますが、今言われたように、これまでの中で見ると、高齢者の方に少し優遇が偏り過ぎていて若い人の方が無視されていったんじゃないかと、子育て世代とか、そういった若い人への配慮がいま一つ、主計的に見れば配慮が少しその点が足りていなかったのではないかと等々いろいろな意見が出て、今、御存じのように、学費の話とかいろいろ話が出てきていて、学費の話とかいろいろ話が出てきていて、その背景なんだと思っております。

いずれにしても、どういったものにきちんと少しいく配慮をすべきか、そのためには税というものの使われ方、使い方にしましては、いろいろもつと工夫があつていい、今までの同じ流れの上に乗っていかればいいというものではないのはいかという御意見だと思えますけれども、私ども、それは全く同じ思いがありますので、基本的にこういって流れたものの中にあって、今の人口構成を見ましても、我々としては、今までの勤労者だけに偏り過ぎていて税のあり方というのは少々問題があるというものはつきりしていますので、その意味でこの消費税というものが出てきたんだと思っております。

いずれにしてもこういって流れたものは、税制中立という今の財政再建のところをまずやるという姿勢をきちんと示しておかないと、これは、日本の財政、また、日本の金利だ、日本の国債だ、いろいろ

るな意味のものの全てに影響してまいりますので、私どもとしては、そこはきちんとした姿勢は持つておかないといかぬのではないかと思います。

○古川(元)委員 財政再建、財政再建というだけだ、もちろんそれは結果的には財政健全化にも資さなきゃいけないんですけれども、国民の皆さんが負担を御理解するのはやはり難しいところもあるんじゃないかと思うんです。ちゃんと負担したものがきちんと自分たちの中に返ってくる、北欧などで高い税負担に対して理解があるのは、税金は払うけれどもちゃんと返ってくるよねというそういう実感があるからこそ、負担していいというそういうことにつながっていると思うんです。

日本の場合、どうもその部分が欠けている。やはり、そのつながりというものをもう一回きちんとつなげていくということが大事じゃないかと思うんです。

ですから、繰り返しになりますけれども、今は日本社会でも問題になってきている格差の拡大、特に子供の貧困とか、教育費が非常にかかるのか、そういうところの子育てとか教育とか、そこにはきちんと手当てしていかなきゃいけない。

しかし、これをまた借金というだけでは、やはり子供たち、次の世代に結局ツケ送りになってしまっていますから、そういう意味でも、そこは今働いている世代で、消費税だけじゃなくて、所得税も含めて、改革の中でその財源としてお願いをしていく、そういう姿勢が必要じゃないかなということでも申し上げさせていただいているわけであります。

その上で、ちょっと時間もなくなってきましたが、来年度税制改正の本当は一番の目玉になりそうだったのが、いつの間にか大きくはあつと膨らんで、いつの間にかやらしゅつとしばんと膨らんで、風船のような、配偶者控除の見直しについてちょっとお伺いしたいと思うんです。

けさもちょっと我々の党の税調でヒアリングを

役所の方からさせていただきましたけれども、世の中の的には、配偶者控除の税制が、百三万円の壁が女性の働き方とかそういうものに影響を与えているというふうには言われているんですが、税制は壁じゃないんです、百三万の壁はないんです、そういうお話がありました。

大臣も、百三万の壁というのは、これは税の問題じゃない、そういう認識ですか。どうですか。

○麻生国務大臣 アンケート調査を見るとこれは実にさまざまな意見があつて、私も思っていたより百三万の壁は、経営者側も、また、その恩恵を受け取っておられる、働いておられる方々にとりまして、それを意識している人、意識していない人、半々ぐらいなので、もう少し僕は百三万円という壁は大きなものとして前に立っているのかと思つておつたら、そうでもないというアンケート調査が出たのは、正直私も思つて、へえという感じがなければなりません。

ないわけではありませぬけれども、少なくともこの配偶者控除の話というのは、就労を百三万のところで抑制するという点があるのではないかと、そういう面があるのではないかと指摘がある一方、反対側で、これは配偶者の貢献というものの関係してつと積極的に評価すべきだという御意見もあつて、なかなかさまざまな立場からこれまでも議論をされてきたというのがこの配偶者に関する意見だと思ふんですが、いずれにしても、働き方に関するこれは国民的な価値観の話につながってきますので、そういう意味では、これは丁寧な国民的な議論というのがさらに必要になってくるんだと思つておるんですが、今の段階としては、少なくとも百三万円というのを、どれくらい上にずらしていくかは別にして、何らかの形で、百三万というのがもう定着していついてるイメージがありますので、これを少し変えていくという方向は、そちらの方向にやっていますかぬの方向は、そちらの方向にやっています。

○古川(元)委員 私が聞いたのは、イメージはそうかもしれないけれども、税制上としては百三

万の壁はない、それが役所の説明でしたけれども、大臣も、税制の問題ではないんだ、今のイメージはそういう認識でよろしいですか。

○麻生国務大臣 基本的に、税制の問題として法律的にこれが問題になっているわけではないと理解しております。

○古川(元)委員 そうであれば、イメージでそういうことがあるからといって、では、とにかく百三万を百三十万とか百五十万に上げれば、それで何か問題が解決するという話じゃないですかね。

ですから、そういった意味では、今何か議論されているのは、では、そのイメージがあるから、そのイメージを変えるために、今さっき大臣がおっしゃったような百三万を百三十万とか百五十万に引き上げるとか、そういうことですか。そういう議論をしようということなんですか。

○麻生国務大臣 少なくとも、今いきなり百三万を百五十万とか百六十万にするようなつもりはありませぬけれども、私どもとしては、今言われておりますような状況を考えたときに、少なくともこの百三万円という意識というのは、これはかなり広く広まっている、事実でありますから、そういったものがある程度きちんと払拭していくということを考えて、やはり、そこで働き方が抑制されるわけではない、週五日労働、六時間なら六時間というので千円で計算してもとか、いろいろな計算の方法がありますので、そういったものをやっていきますと、我々としては、どれくらいのものがいいのかというのをまだ決めているわけではありませぬけれども、今後、こういうような問題を、何もしないでそのまま百三万円という多分意識は変わらないというのではちよつといかがなものかと。

効果が抑制されているという事実があるとするのであれば、半分はそういう意見ですから、そういった方々のことも考えて、幾らにするかは別にして、何らかの形でそれを一応百三万円から動かすという方向は考えていかぬのかなと思つております。

ております。

○古川(元)委員 むしろ、税よりも多分この百三万の方が現実的に問題になるのは、配偶者手当の方ですよ。御存じのように、配偶者手当に収入制限を設けている割合が、人事院の調査によりますと約八五％で、さらに、収入制限の額として七割が百三万となっている。

ですから、この事実を前提にして、では、今その百三万、そのイメージを変えるためにということとで百三十万とか何かにも上げた場合に、配偶者手当の方の百三万というのは、まさに今、それは壁じゃないと言つても、そういう形でメルクマールになっている。これが混乱をするといいますが、この配偶者手当が場合によつてなくなったりとか、いろいろそういった意味では思わぬ影響を与えることになりませんか。そういうところの影響はどのように考えていますか。

○麻生国務大臣 このいわゆる百三万円の壁ということに関しては、政府の税制調査会のレポートを見ましても、これは配偶者控除における配偶者の収入基準というものが百三万円なんですが、企業の配偶者手当の支給基準として援用されているという御指摘は、全く、かなりの企業がそうになっているのは事実です。

こうした中で、配偶者控除とか被用者保険というのの適用となるというのが、いわゆる収入基準が変更になった場合には、配偶者手当の方の支給基準の変更も検討するという企業はかなりあります。それはもう事実だと思つております。

したがって、我々としては、働きたい人が働きやすい環境の整備というのに当たりましては、今申し上げたような状況というものを十分に踏まえながら、我々としては、税制とか社会保障制度とか配偶者手当とか、そういったものの見直しについて検討を進めていくことが重要ではないかなと考えております。

○古川(元)委員 時間が来たので終わりますが、やはり税でありますから、イメージだとかそういうことだけで、そして思わぬところまでいろいろ

な影響も与えかねない話ですから、しっかりとそこは慎重な議論をした上で物事を進めていただきたいというところを最後にお願ひして、質問を終わります。

どうもありがとうございます。

○御法川委員長 次に、宮本岳志君。

○宮本(岳)委員 日本共産党の宮本岳志です。現在の個人消費が冷え込んだ経済状況で消費税の増税など、もちろんやるべきであります。しかし、単なる延期では、やがて消費税増税を行うことに変わりはなく、その逆進性により国民の所得格差は拡大をする。結局、個人消費を停滞させることになると思います。

我が党は、消費税の増税は、延期ではなくきつぱり中止すべきだ、こう考えております。

本法案では、消費税一〇％の引き上げ時期を三十カ月延期して、二〇一九年十月一日といたしました。安倍首相は六月一日の記者会見で、二〇二〇年度の財政健全化目標を堅持する上でこれがぎりぎりのタイミングだと述べております。

そこで、改めて大臣に確認いたしますけれども、消費税の引き上げは、財政健全化のために行うのか、それとも社会保障の充実のために行うのか。大臣、どちらですか。

○麻生国務大臣 我々は、消費税率の一〇％の引き上げは、御記憶かと思いますが、社会保障と税の一体改革というのを三党合意のときに申し上げたとおりなのであって、少子高齢化がさらに進んでいく昨今の状況の中であつて、少なくとも、社会保障の伸びというものが引き続き今後とも見込まれます。

そういった中であつて、社会保障の充実によつて、いわゆる安定財源というのを確保しておくというのには、これは絶対に必要なことだと思いますし、また同時に、我々は今、プライマリーバランス、基礎的財政収支の半減目標というのを一応達成するということになりましたが、我々としては、二〇二〇年度までに基礎的財政収支をきちんとゼロにしておくというところまではしておかない

と、基本的に今後とも日本の国として、国の社会保障はもちろんのこと、安全保障を含めましていろいろなことのできなくなりますので、消費税は、御存じのように、税収としては法人税とか所得税と違つてかなり安定したものでもありますので、また、勤労世代とかそういう特定の世代に対して負担が集中していないといった特徴もありますので、そういった意味からして、我々としては、広く受益する社会保障の費用が、あらゆる局面で広く公平に分ち合うという観点からこの財源を必要とすることであつて、この社会保障の充実が一丁目一番地というのが今回の消費税率の引き上げの最大の目的というふうに理解しております。

○宮本(岳)委員 財政健全化目標のタイミングに合わせて増税する、こういうわけですから、同時にとかいろいろ言いましたけれども、消費税の増税で赤字国債の発行を減らすのだと語っているのも同然であります。

これまで政府は、先ほどの大臣のように、消費税増税による税収は全額社会保障財源化すると説明をしてまいりました。しかし、実際は、赤字国債の発行を削減したいというのが本音だと言わなければなりません。

そこで聞くんですけれども、延期された消費税増税二％相当の税収、約五・六兆円ありますけれども、この使い道です。

社会保障審議会に提示された資料、きょうは資料一につけておきました。これによれば、五・六兆円のうち、社会保障充実分は一・二から一・三兆円あります。これは役所でいいんですけれども、残りの約四・四兆円を何に使うんですか。

○可部政府参考人 お答えいたします。

消費税率を八％から一〇％に引き上げることで得られる国、地方の消費税率のうち、社会保障の充実には充てられるものを除いた分は、後代の負担のツケ回しの軽減や消費税率引き上げに伴う社会保障四経費の増などの社会保障の安定化に充てられることとなっております。

○宮本(岳)委員 配付資料の二を見ていただきました。消費税2%増のうち、社会保障の充実を除いた約四・四兆円のほとんどが、薄緑の部分、後代への負担のツケ回しの軽減に使われます。

後代への負担のツケ回しの軽減というのは、具体的に何を意味しているのか。これは結局のところ、赤字国債の発行を減らすという意味ではないですか。

○可部政府参考人 御指摘の後代への負担のツケ回しの軽減とは、社会保障四経費に係る国、地方の歳出のうちで、国、地方の消費税収では不足している部分で赤字公債が充てられている部分を削減することによりまして、公債発行額を減らし、将来世代の債務負担を軽減するということを意味しております。

○宮本(岳)委員 結局、消費税増収分を全て社会保障財源にすると言っていますけれども、今度の2%増収による税収約五・六兆円のうち、四・三兆円、約七七%を赤字国債発行の埋め合わせに使うということでありまして。

ことし十月四日の財政制度審議会財政制度分科会に財務省が出した資料、配付資料の三を見ていただきたい。

社会保障・税一体改革を織り込んだ姿で社会保障四経費は、国と地方合わせて四十四・五兆円となります。消費税増収後に全て社会保障財源化したとしても、十九・三兆円の差額が残る。右上に赤く囲んで「差額十九・三兆円」とありますね。この十九・三兆円も後代への負担のツケ回しになるんですか。

○可部政府参考人 今御指摘のございました差額十九・三兆円、これは、平成二十五年度におきまして平成二十九年度の社会保障四経費等を推計したものでございます。

社会保障四経費と社会保障四経費に充てられる消費税収との差額は十九・三兆円となっておりますけれども、この十九・三兆円をどのように手当てするかということにつきましては、まずは、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化を目指

して、経済・財政再生計画の枠組みのもと、改革工程表に基づき、社会保障の改革を含め、徹底的な重点化、効率化など歳出改革を継続していくこと、また、二〇一九年十月に消費税率を一〇%に確実に引き上げることによりその実現の目標に向けて取り組むこととしておりまして、まずは、二〇一九年十月の消費税率の一〇%への引き上げが可能な環境を確実に整えることに万全を期すことが重要と考えております。

○宮本(岳)委員 現在、この十九・三兆円はどこから財源を充てておりますか。

○可部政府参考人 現時点では、ただいま申し上げましたように、社会保障四経費の歳出と社会保障四経費に充てられる消費税収との差額というのは、財源的な手当てが税収等ではなされていないということになります。

○宮本(岳)委員 結局、赤字国債、こういうことになるんですか。

社会保障と税の一体改革では、消費税増収により社会保障制度の持続可能性を高めると言っています。消費税率は税収のぶれが少ない安定財源だと大臣が答弁されたとおりであります。その政府の言い分に照らせば、いずれこの十九・三兆円の不足分も消費税増収によつて穴埋めできないければ、社会保障制度は維持できないということになります。つまり、消費税一〇%への増収後もさらに消費税率を上げる必要がある、こういうことですか。

○可部政府参考人 先ほど申し上げましたとおり、政府といたしましては、まずは、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化を目指しており、その後の点につきましては、その後検討すべきことと考えております。

○宮本(岳)委員 まずは、二〇二〇年のプライマリーバランスの黒字化だ、その後はさまざまな検討をする。まあ、さまざまな財源を検討するんですよ。

一体改革における消費税一〇%時の後代への負担のツケ回しの軽減分七・三兆円程度は、今回、

消費税を財源としなければならない、こう言っている。七・三兆円は是非でも上げなきゃならないと言われている。そう言っておきながら、残りの十九・三兆円の後代への負担のツケ回しの軽減分については、さまざまな財源をまた検討することおっしゃる。それなら、今回の七・三兆円も残りの十九・三兆円も、同じ後代への負担のツケ回しの軽減なわけですから、違いはありません。ならば、今回も消費税増収だけに求めず、所得税や法人税などさまざまな財源で対処すべきではありませんか。

○可部政府参考人 先ほど大臣から答弁がございましたように、社会保障と税の一体改革とは、社会保障の充実と安定化を図ることで、社会保障の持続可能性の確保と財政健全化を同時に達成しようとするものでございます。

そのための財源としては、税収が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定していること、特定の人に負担が集中しないことといった特徴を有しております消費税率が、国民が広く受益する社会保障の費用、あらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点からふさわしいと考えております。

しかしながら、社会保障と税の一体改革における社会保障の充実につきましても、消費税率に加えまして、社会保障改革プログラム法に基づく重点化、効率化による財源も充てることとされております。

また、社会保障と税の一体改革とは別の、一億総活躍プランにおける保育士、介護職員などの処遇改善などの取り組みについては、アベノミクスの成果の活用を含め、財源を確保することとしております。

そのような観点から、可能な財源を検討しているところでございます。

○宮本(岳)委員 今の答弁は、社会保障の削減をこれからやって経費を減らすことは考えるが、いづれにせよ、後代へのツケ回しを解決しようと思えば、消費税は一〇%でとどまらず、消費税率はますます引き上げざるを得なくなる。十九・三兆

を消費税で手当てすれば七%ですよ。一七%まで引き上げる計算になりかねません。消費税増収ありきでこういうふうに進めることは断固反対です。根本から考え方を改めることを強く求めておきたいと思っております。

財源問題について、政府の主張はさらに混乱をいたしております。そもそも安倍首相は、アベノミクスにより二十一兆円もの財源を新たに生み出したと、参議院選挙でもその成果を語りました。アベノミクスの二十一兆円の成果について、財務大臣も同じ認識でありますか。

○麻生国務大臣 御存じのように、平成二十八年度の予算というのを、国、地方というのの税収を見ますと、政権交代前の平成二十四年度の予算に比べて約二十一兆円増加をしておるといふのは事実であります。このうち、消費税率の値上げ三%による値上げは約八兆円あったと存じますので、所得税、個人住民税の税収が約五兆円、また、法人税、地方法人の二税というのの税収が約五兆というように、それぞれ増加をしておるといふのが事実であります。そのほかにも相続税とか固定資産税とか約一兆円ぐらいある、いろいろ足します。

いづれにいたしましても、少なくともGDPが名目で三十三兆円ぐらいふえましたし、企業収益は過去最高となつてみたり、また、有効求人倍率が一・三八とかいうようなものになってきておりますので、投資や消費というものがいろいろな意味でそういったものに結びついていくと、これがさらに経済の好循環というものに結びついていく、そういったものの拡大が大いに反映されたものの結果だと思っております。

○宮本(岳)委員 仮にそれだけの成果が生み出されていると言ふのであれば、消費税のさらなる増税はやめて、その成果を社会保障の充実分の財源に回していただければいいではないかと国民はみんな思うのは当たり前であります。

七月十一日の記者会見で安倍首相は、これまでの成長の果実を子育て支援など必要な分配政策に

大胆に投入することにより、次なる成長を確かなものとする、成長と分配の好循環をつくり上げるために一億総活躍社会に向けた未来への投資を加速していく、こう述べました。

八月二日に閣議決定された未来への投資を実現する経済対策には、子育て、介護などの環境整備、当然必要な内容が含まれておりますけれども、これらの措置も恒久財源が当然必要なものであります。

未来への投資に位置づけた社会保障制度には二十一兆円の果実を分配する一方で、今議論になっている一体改革では、安定財源である消費増税税がなければ社会保障制度の充実の実施しない、しかも、その増税の税収のほとんどは結局赤字国債発行を削減するために活用するというものであります。

社会保障制度の充実、改善のためだと言うなら、どちらでも、成長の果実、二十一兆円の分配で実施すればいいではありませんか。大臣、そうじゃありませんか。

○麻生国務大臣 先ほども申し上げましたけれども、消費税率一〇％への引き上げというのは、そもそも社会保障と税の一体改革の中において、日本の人口構成が少子高齢化に進んでいくのを背景にして社会保障費の伸びというものが今後とも見込まれる、そういった中にある、社会保障の充実とか安定化といったものためには安定財源というものを確保しておく必要があります。

加えて、二〇二〇年度に基礎的財政収支の黒字化を実現するという財政健全化目標というのをきちんと掲げて進んでいかないと、我々はどういった今のような状況を後世に引き継がないということになろうと存じます。

したがって、今御指摘のありましたように、安倍総理の話の中にもありましたように、三本の矢等々の政策によって、少なくとも国、地方の税収は約二十一兆円ぐらゐ増加をしておりますが、これらの税収増のほかに、消費税率一〇％の引き上げ分も織り込んだ、足元の内閣府のいわゆる

の中長期試算では、経済再生ケースでも二〇二〇年度には五・五兆円の基礎的財政収支がまだバランスしない、赤字が残るという見込みになっております。

したがって、これは強い経済の実現を目指した取り組みをするともに、同時に、歳出を削減するとか歳入等々、両面から財政健全化というのに取り組んでいかなきゃならぬ必要がありますので、社会保障制度という、これは世界に冠たるものだと思いますが、この保障制度を次世代に引き渡していくというためには、私どもとしては国に対する信頼というものをきちんと確保しておく必要があるかと存じます。そのためにも、財政の健全化というのは避けて通れないところであります、そういった意味では消費税率一〇％という引き上げは極めて必要不可欠なものではないか、そのように考えております。

○宮本(岳)委員 プライマリバランス黒字化の話をされればされるほど、結局、赤字国債の発行を削減する必要があるから上げなきゃならないという議論を繰り返しているにすぎないわけですよ。社会保障財源の話じゃないんですよ。今回一〇％に上げて、社会保障財源で充実に使われるのは一・二兆から一・三兆ですから。だから、二十一兆円の果実があるんだつたらやれるんですよ、これぐらいのことは。そこを私は指摘しているわけですよ。

もう一つ、重大な財源問題を問います。それは軽減税率導入のための財源であります。

今回の増税延期法案では、やはり、消費税率の一〇％への増税時期に合わせて軽減税率制度の導入時期も延期をいたしました。前回の法案審議の際に、この軽減税率導入に係る減収分一兆円をどうするかという議論を随分やりましたけれども、財務省、この財源はどうなっておりますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。軽減税率制度の財源確保につきましては、与党及び政府の平成二十八年改定改正大綱におきまして、「財政健全化目標を堅持するとともに」、「社

会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保することとされまして、これを踏まえて、平成二十八年改定改正法において、「歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる」と明記したところでございます。

政府としては、こうした方針のもと、与党とも御相談しながら、歳入歳出面にわたって検討を行い、安定的な恒久財源の確保にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○宮本(岳)委員 一兆円の恒久財源の確保に取り組むんですね。

先ほども指摘しました、消費税率一〇％段階で実施する予定の社会保障充実分は一・二兆から一・三兆円なんです。軽減税率制度のために約一兆円の財源がつかれる、安定財源が。今、つくれるという答弁ですよ。つくれるのならば、その財源を使えば、一〇％に上げたときに充てられべき一・二兆や一・三兆はやれるんですよ。そして、上げなければ、軽減税率を導入する必要はないんです。その一兆円を使ってやればいいんじゃないですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

軽減税率の財源確保を図っていくということは必要だと考えておまして、平成三十一年十月の消費税率一〇％引き上げの際に制度が導入されることを踏まえれば、平成三十一年度予算編成の際に結論を得れば、消費税率一〇％引き上げ以降の社会保障の充実の財源に不足が生じることがないように、平成三十年度末を期限とし、この一兆円の財源の確保を検討していきたいということでございます。軽減税率制度の財源確保は確保として行っていく必要があると考えております。

○宮本(岳)委員 答弁になっていないじゃないですか。一兆円の財源確保ができると。恒久財源の確保ができるという答弁なんです。だったら、その一兆円で社会保障充実に充てればいいじゃないですか。そうしたら上げなくて済むんですから、上げなければ軽減税率は必要ないんですから。

そうじゃないですか。大臣、いかがですか。

○麻生国務大臣 充実させる分と安定させる分と両方考えないかぬのだと思いますけれども、今の言われた話で、一兆円を、そのとおりかもしれないが、少なくとも軽減税率というような形で、きちんと安定させたものと充実させたもの、両方考えねばならぬということでしょう。

したがって、今のようになっているんだと思います。

○宮本(岳)委員 充実と安定と両方考える。つまり、安定と言う方は今赤字国債で充てているものを減らしたいということであって、結局、赤字国債の削減のために増税していると云っているようなものなんです。とんでもない御都合主義だと言わなければなりません。

不公平税制を是正してきちんと取るべきところから取れば、消費増税は、延期するのではなくきっぱり中止できる、このことをはっきり指摘しておきたいというふうに思っております。

では次に、二次補正で約三兆円の追加を行った財政投融資について質問いたします。

二〇二〇年度の財政改革以降、財政の規模は毎年大きく引き下げてまいりました。小泉内閣最後の基本方針二〇〇六、いわゆる骨太方針では、財政融資資金貸付金について、財政改革の継続に加えて、今後十年以内で合わせて百三十兆円超の圧縮を実現する、こういう方針を掲げました。

その二〇〇六年九月に第一次安倍内閣が誕生いたしました。麻生さんもこの内閣の外務大臣だったと思います。もちろん、この第一次安倍内閣はこの基本方針二〇〇六を引き継いだと思うんですが、間違いないですね、大臣。

○麻生国務大臣 御指摘の話は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇六、これは平成十八年の七月に閣議決定をされておりますけれども、財政融資資金貸付金というのは、今後十年以内で合わせて百三十兆円超の圧縮を実現する、そういうお話ですね。この内容につきましては、その後、変更などの

閣議決定はされておりません。したがいまして、現内閣においても当然のこととして引き継がれておると考えるのが筋だと思っております。

財政投融資につきましては、平成十三年度の財政投融資改革以降どうなっているかといえ、間違ひなく、負債の圧縮を図るということで、民業補完の原則のもとで、対象事業の重点化、効率化に取り組んでおりまして、その結果、財政投融資貸付残高は、平成十七年度末から二十七年年度末にかけて約百二十七兆円圧縮をされております。したがって、おおむね百三十兆円の圧縮というのはなされていたというように理解しております。

○宮本(世委員) 二〇〇六年度末の財投の残高は二百七十五・五兆であります。二〇一五年度末では百五十四・三兆。手元に、配付資料四にグラフをつけております。なるほど、この九年間で百二十一・二兆、ちよつと先ほどの数字と食い違いますが、このグラフで読みますと、百二十一兆二千億圧縮したことになります。

今年度末でちょうど十年目を迎えると思うんですが、残りの八・八兆円は今年度中に圧縮されることになりますか、理財局。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

まず冒頭、大臣のお答えは、骨太の方針に従うと十七年度末から二十七年年度末の十年間ということでございます。約百二十七兆円の縮減ということでお答えさせていただいております。

それから、今御質問のありました本年度の年度末の残高でございますが、二十七年年度末時点、これは財政融資だけではなくて財投全体でございますが、百五十四兆円でございます、二十七年年度で。

今年度末につきましては、毎年実はず付金の回収金の額等いろいろ不明な点もございますので、現在、確たること、増減についてはお答えできない状況でございます。

○宮本(岳)委員 既に八・八兆、あるいは今の三兆でも、ことし減る見通しはないんですよ。今年度の財投償發行額は補正後で既に十九・六兆円で

す。昨年は十四兆円でしたから。それはいろいろまだ未確定な面があるでしょうが、ふえこそすれ、そんな何兆円も減るということはもうないんです。

ということは、今日の安倍内閣は、これまでをやつてきたけれども、いよいよことしからこの方針は投げ捨てる、放棄する、大臣、そういうことですか。

○麻生国務大臣　基本的に、今理財局長の方から答弁がありましたように、この十年間の間に、リーマン・ショックの話が一つ、もう一つは東日本大震災と、二つ大きな予想外の話があったという点もこれは考慮しておかないとならぬというのが、我々財政を運営する立場からいえば当然です。

もう一点、これは私どもとしていろいろな意味で、金利がこれだけ安いという状況にあります。御存じ、ほぼゼロですから。そういった状況の中において私どもとしては、少なくとも、税金ではなくて、国債というものを調達するにかかります。必要経費、簡単に言えば金利ですけれども、必要経費を上回るリターンが期待できる公共工事というようなものに関しましては、これは一切納税者に負担はかかりませんから、そういう意味では、金利が低いという状況は大いに活用されてしかるべきものだ、基本的にはその考え方はあります。

○宮本(岳)委員 リーマン・ショックも東日本大震災も既に何年も前のことでありまして、順調にその間も減ってきているわけです。

我が党は、決して財投計画は単純に減ればよいと考えるものではありません。中小企業融資や奨学金など、国民生活を支援するものはより充実すべきだと考えております。ただ、大企業の支援や無駄な公共事業のための財源とすることには断固反対だと申し上げなくてはなりません。

二〇〇一年財投改革を受けてみずから決めた基本方針、二〇〇六の量の面からの財投圧縮目標について、既に安倍内閣は捨て去って、いよいよこれ

からふやすといふことはつきりしたと思います。

もう一つ、財投改革では、過去の反省を踏まえて、民業の補完性、償還の確実性、そして政策的必要性、大臣が先ほど答弁された。これを原則として強調いたしました。現在の財投計画に反映されております。

本日は、とりわけ重視される償還確実性の精査について取り上げたいと思うんです。

これは理財局でいいんですが、財務省理財局発行の財政投融資リポート二〇一六には償還確実性の精査についてどのように書いてあるか、紹介していただきますか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
今お尋ねの財投リポートのコラムの話でございますが、償還確実性の精査の件、先生おっしゃいましたこの三パラだということです。

ただ、中小企業に対する政策金融のように、個々の財投機関が貸倒れなどの各種の事業リスクを抱えていることは事実です。この点について、毎年度の財政投融资編成の際に、財投機関において、信用リスクなどを勘案した金利設定を行っているか、財政投融资対象事業の収益性がきちんと確保されているか、貸付先の財務状況に適切にモニタリングしているか、などを精査し、政策コスト分析の手法も活用しながら、財投機関の償還確実性の精査に努めています。

○宮本 臣 委員　つまり、償還確実性の精査とは、財政投融资対象事業の収益性がきちんと確保されているかを精査することだと書かれてあります。理財局のこの冊子の中にそう書いてあります。

二次修正で、リニア事業への三兆円のうち一・五兆円を財政計画に追加することが決まりました。財政審の財政投融资分科会で償還確実性の精査を行ったとされるんですけど、急を要するということを持ち回り審査で済まし、議事録すら残されておられません。それでも持ち回り審査会で

この事業には償還確実性があると判断をした、こういうことでいいんですね。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。
今先生おっしゃいましたように、八月二日の対

策の閣議決定から二十四日の補正予算の閣議決定まで、お盆も挟みまして、大麥期間が短うございます。委員が一堂に会することは日程的に困難でございましたので、議事規則にのっとりまして持ち回りにより分科会を開催し、全委員の意見聴取を行ったところでございます。

意見聴取に当たりましては、補正額の案などを
お示しした上で、全国新幹線鉄道整備法、いわゆる
全幹法に基づきまして、交通政策審議会におい
て、ＪＲ東海が収益力の高い東海道新幹線と一体
的に経営を行うことで、経営の安定性を維持しな
がら事業を遂行することが可能であるとの答申が
なされたことなどから、償還確実性に問題がない
と考えることなどにつきまして、必要に応じまし
て委員に説明を行ひまして、意見聴取を行ったと
ころでございます。

なお、先生、議事要旨もないとおっしゃられたが、その後、我々、ホームページに議事概要というものは載せておきまして、それぞれ委員の先生方から、「ALMに留意してほしい。」等々の御意見は載せているところでございます。

○宮本三郎委員 知っているんですよ。議事録がない。議事概要しか出ていないんです。

では、確実性を確認したと言うんですから改めて確認しなくても、理財局の職員は、リニア事業に関してどのような資料をもつて審議委員に説明したんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。

委員に対する説明は、リニアも含めた今回の財投の補正追加全体の説明をしてございます。

その中で、今先生リニアの資料ということだ
と思いますが、リニアにつきましては、具
体的には、二十八年度二次補正予算にお
ける財投の活用により全線開業を最大八
年間前倒しするとの目的、あるいは、財
投の追加規模一・五兆円、鉄

道・運輸機構を通じた財投の融資スキームといった内容を含む資料を提示しておりまして、それらに加えて、先ほど答弁申し上げましたが、全幹法に基づく交通政策審議会における償還確実性に問題がないという答申につきまして必要に応じ委員に對しまして御説明を申し上げ、御意見を聴取したところでございます。

○宮本(岳)委員 いやいや、八年前倒しする目的等々が説明されていることは重々わかつているわけですが、このリニア事業は、単体で見ると、JR東海の社長みずからリニアだけでは絶対にペイしないという記者会見で二〇一三年九月に公言しているわけですから、財政投融資の対象事業、つまり、リニア事業単体の収益性が確保されているかをきちんと判断できる資料を示さなくてはなりません。

配付資料五につけましたけれども、財務省のホームページに掲載されているこのときの財投分科会の配付資料一覧には、そのような資料は何ら含まれておりません。それを提示せずに、財政審の財投分科会は一切何を判断したんですか。

○佐川政府参考人 お答え申し上げます。先ほど御答弁申し上げましたように、我々は、基本的には、法律、全幹法に基づきます交通政策審議会における答申、いわゆる事業の収益性があって償還確実性があるということ踏まえた上で、償還確実性の議論を委員に御説明したわけでございますが、その審議会の中で、JR東海が収益力の高い東海道新幹線と一体的に経営を行うことで、経営の安定性を維持しながら事業を遂行することが可能であるとの答申がなされておりますので、そういう御説明をしております。

○宮本(岳)委員 要するに、リニアについて、それ自身の収益の確実性というのは議論されていない。漫然と、JR東海が優良企業だからとありえず金を貸そうという話じゃないんです。財政投融資の対象事業はあくまでリニア事業なんです。

麻生大臣は、二言目には、JR東海は利益も潤

沢にある企業だから償還確実だと繰り返し答弁をされます。しかし、これまた財投分科会の持ち回り審査では、JR東海の財務諸表も含め、今後四十年間にわたる企業収益や将来見込みなどが判断できる資料は一つも配付されておられません。償還確実性を精査すると言いつつ、なぜ企業の収益構造を判断する資料が一切配付されていないんですか。

○佐川政府参考人 リニア新幹線の収益性のお話でございますが、今先生おっしゃいましたように、JR東海個社の財務諸表や企業収益などの資料を提示しているわけではございません。

ただ、リニア中央新幹線につきましては、先ほど申しました交通政策審議会におきまして詳細な需要予測等もしておりまして、例えば、将来の推計人口におきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計に基づきまして、中央新幹線開業後も人口が減少することを前提として行いながら需要拡大が見込まれる。あるいは、JR東海の経営状況に関する長期試算見通しの検証でございますが、経済成長率がゼロという最も厳しい状況での需要予測に基づいて試算を行っております。そういう中で、大阪開業後のリニア中央新幹線及び東海道新幹線による営業収益で着実に返済ができることが確認されたということでございますので、そうした答申を踏まえた上で議論させていただいております。

○宮本(岳)委員 いやいや、そもそも、JR東海に三兆円の財投融資を行えば最大八年前倒しできるといふその根拠、それについての説明資料もこの中には見当たらないんですよ。三兆円を超長期、低利、固定融資の好条件で資金調達できれば、それはJRの資金調達はかなり良好になるでしょう。しかし、事業の収益性を精査するというのであれば、具体的に、三兆円の投融資でJR東海の資金繰りがどう改善して、どれくらい負担が軽減され、最大八年前倒しできるのかを推計し、審議会で検討するのが当然の話ですよ。そういう資料は示されているんですか。

○佐川政府参考人 最大八年前倒しの話でございますが、それは先ほど申しましたように、交通政策審議会ですと議論したときには、JR東海自身は、そもそも財投を入れる前であれば、財投なしのケースでは、名古屋開業後八年前倒しの経営体力回復期間を置いて、みずから資金調達をして大阪開業に入る、こういうことでございました。そういうことでございましたが、今回、我々財政投融資を三兆円入れることによりまして、この八年前倒しの経営体力回復期間をなくして大阪開業を早めるということが全体の政策でございます。

そういう中で、そういう経緯につきましてはもちろん財投の委員の先生方にも説明しておりますのでございますが、そもそも、その八年前倒しにつきましては、平成二十三年の交通政策審議会答申の「付帯意見」におきまして、「名古屋・大阪間の整備については、『早期整備』開業のための具体策を検討すべき」というふうになされておまして、こうしたことも踏まえまして、国土交通省におきましては、沿線地域の要望あるいは国会における御議論なども踏まえながら、全線早期開業のための検討はすべて行ってきたものというふうに承知してございます。

今般の財投の活用でございますが、そうした全線開業前倒しの方針につきまして、六月二日に閣議決定されましたいわゆる骨太の方針を踏まえまして、国交省を中心に関係者間で具体的な調整を進めて、八月に閣議決定されたものでござい

ます。

○宮本(岳)委員 そういう検討をやっていないんですよ。

二〇一〇年十一月二十四日開催された国土交通省交通政策審議会中央新幹線小委員会に提出された資料というものを、きょう皆さん方のお手元、資料六におつけしておきました。これは、JR東海独自の試算と国土交通省の試算が比較されております。しかし、これは、三兆円財投を投入する前の二〇一〇年の試算なんです。

ですから、三兆円入れればこれがどういふ

になるのか。例えば、名古屋開業前年で四・九三兆円の長期債務になる、大阪開業年には四・四五兆円になる。これが三兆円の投融資をすればどう変化するかというそんな試算すらしていないではないかということが問題になってきたんですが、昨日、我が党の本村伸子議員のところへシミュレーションなるものが出てまいりまして、やっと今ごろその計算をやったようでありまして、財投の金利を〇・六％と仮定して、民間借り入れ金利を三・〇％として、先ほどの配付資料につけたものに加味して改めてシミュレーションをした。JR東海はこれまで、五兆円超の長期債務を抱えるのは困難だとしてきたんですが、私の手元に来た資料によると、大阪開業時には五・五兆円の債務を背負うということになります。ただ、それが財投の金ですから、五・五兆円背負っても大丈夫だという判断のようでありまして、

きのう出てきているんですから、こんなものは全然検討していないですね。そうでしょう。

○佐川政府参考人 先生今お示しの資料につきましては、多分国交省がお出しになったものだと思いますが、先ほど申しましたように、ずっと全線開業については国交省の方で議論をしていたわけでございますので、そういう意味では、閣議決定以降、そういうJR東海あるいは鉄運機構、国土交通省の間の関係機関の調整によって、八年前倒しに最大限できるということをもって閣議決定に至ったということだと思います。

○宮本(岳)委員 国土交通省が言うんだから大丈夫だという判断をしたというだけのことじゃないですか、それは。

例えば、日本政策金融公庫が中小企業に融資する際には、融資が本当に収益性向上につながるのか、資金繰りがどの程度改善されるのかなど、何度か何度も資料提出を求められる。中小企業のオーナーは、資料作成に困るほどですよ。大臣、大臣も経営者だった。

三兆円もの財投を融資するのにその程度の検証をするのは当たり前だと私は思いますが、いかが

ですか。

○麻生国務大臣 御指摘の財投のリポートなんだと思いますけれども、基本的には、財政投融資というのを行う場合におきましては、対象事業というのに対する収益性とかいろいろなことを言うんですが、今般のリニアに係る貸し付けの場合には、これはもう宮本先生よくおわかりのとおり、我々は、鉄道・運輸機構からJR東海のリニア新幹線事業への貸し付けということになります。

収益性ということにつきましては、これは、JR東海から鉄道・運輸機構に対して、貸し付けた資金について金利を付して償還されるということをしておりまして、JR東海とこっちと直接やるわけじゃありませんから。

そういった意味で、今般のリニア中央新幹線に係る貸し付けというのは、これはJR東海というものは、東海道新幹線を含みます会社全体の収益から償還を行うというのは当然のことだと思えますが、財務省としては、交通政策審議会等々の答申に加えて、JR東海の高い格付、たしかJR東海の会社の格付は、ムーデイズなんかは日本の国債の格付より高いと思いますけれども、そういう高い格付なので、私ども、償還確実性というものを考えた場合に、やはり、JRの場合には去年平成二十七年の経常は四千九百億ぐらい出ていたと思いますし、純利益でも三千五、六百億円出ていたと思いますので、そういった意味では極めて償還というのに関しては、鉄道・運輸機構もその点に関しては、全体で考えるのであれば当然という意識を持ってやっているんだと理解しております。

○宮本(岳)委員 四千九百億、四千九百億と言うんですけれども、それだけ優良で格付も高いんだったら、民間で調達すればいいんですよ。金を幾らでも借りられるでしょうよ。そこに財投を入れる議論になっているから私は言っている。結局は、国交省、機構が大丈夫だと言ったから大丈夫なんだろう、それだけの話なんですよ。

八月十八日―二十三日の持ち回り財政投融資分

科会の議事要旨によれば、「財政規律の維持が重要な現在において財政計画の編成・執行には十分慎重にのぞむべき。」「今回の補正追加のうち、特に新しいスキームのものについては、財投の償還確実性の観点から厳格な執行管理に努めて頂きたい。」との意見が出されております。

これだけではリニア事業のことかどうかはわかりませんが、精査したという審議委員ですら確証を持っていないということでありまして、余りにもずさんな償還確実性の精査であったことは明白です。

このような無責任な財政投融資計画は今からでも中止すべきであり、少なくとももう一度、財政審で真面目に審査すべきだと指摘して、私の質問を終わります。

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高でございます。私からも、この法案について引き続き質疑させていただきますというふうに思います。

前回の最後に大臣にお伺いしました、いわゆるプライマリーバランスの黒字化を二〇二〇年度までに目指すということで、財政健全化目標達成を堅持するんだ、今回の消費税増税が延期されるということは、財源が減るわけで、しかも、かなり大きな財源だと思えますが、これが減って、非常にプライマリーバランスの二〇二〇年度黒字化の達成目標というのには厳しくなっているというのが正直なところだと思えます。しかし、これは堅持されると政府はおっしゃっているわけです。

前回の御答弁だと全然具体的じゃなくて、どういうふうにして二〇二〇年度まで、もうあと四年、二〇二〇年に入るまでだと三年、二〇二〇年度も入れれば四年しかない中で、普通、四年後であれば大体のスケジュール感、そして具体的な、まだ決まっていけないのであればどういうふうに検討していくのか、そういうものも含めてあつてしかるべきだと思うんですけれども、全く具体的じゃなかったというふうに思うんですが、いま一度お

伺いたいと思います。

この財政健全化目標の達成に向けて、堅持されたいことと、具体的な方策をいま一度お伺いできますでしょうか。

○木原副大臣 丸山委員にお答えいたします。

前回、同様の質問をいただきましたけれども、そこから一歩進むといえますが、二〇一六年度から二〇二〇年度までの五年間を対象とした経済・財政再生計画におきましては、当初の三年間、これは二〇一六年度から二〇一八年度を集中改革期間として位置づけるとともに、二〇一八年度時点を目録達成に向けた歳出改革時の進捗状況を評価し、必要な場合には歳入の追加措置等を検討することとしております。

この中で、これは前回も申し上げたとおりでございますが、改革工程表に基づく歳出改革の継続や二〇一九年十月に予定されている消費税率の一〇％引き上げ等を通じて、この二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化を実現する方針であります。

○丸山委員 全く答えになっていないと思えます。一六年から一八年を集中改革期間にします。一八年度にチェックをして、歳入と歳入の追加の措置をする。具体的かどうかというのは、聞いていただいている皆さん、具体的にじゃないと思われ

ると思えます。集中改革期間、一六年、つまりことし、集中改革期間とおっしゃいながら二次補正まで組まれているわけで、非常に莫大な国家予算がかかっているわけですよ。景気の状態もある、震災等もある、仕方がない部分もあるかもしれません。しかし、集中改革期間なわけですよ。その一六年度の今こういう状況です。そして、一七年、一八年の集中改革期間でやって、一八年に出す。そうすると、一八年に出たら、もう二〇二〇年度まで、一

九、二〇、あと二年しかないじゃないですか。今、内閣府の試算では、前回も申し上げましたけれども、景気によっていろいろなシミュレーションが

できますので一概には言えないんですけど、同じ政府の内閣府でも、最大九兆円ぐらいから、そして最低五兆円から六兆円ぐらいの、プライマリーバランスが赤字化だと言っているんですよ。

前回、大臣にもお伺いしたら、大臣は、前回のプライマリーバランスの目標のときはみんなだめだと言った、だけれどもいけたでしょう、しっかりと頑張りますというお答えでありましたし、その意気込みは大事なんです。しかし、国民の皆さんが知りたいものは、その意気込みをどう具体化していくのかというところで、今スケジュール感については、一六年から一八年にやる、一八年度にチェックをして、一九、二〇で、最後に、必要であれば歳入の追加措置をするということなんです。今まさに集中改革期間なんです。一六―一八というのは、では、これは何を具体的にやられているんですか。事務方でも構いません。

【委員長退席、土井委員長代理着席】
○藤井政府参考人 お答え申し上げます。集中改革期間におきましては、経済・財政再生計画におきまして歳出改革の目安を定めて、それに沿って改革を進めることとしております。

具体的には、目安の一といたしまして、プライマリーバランス赤字対GDP比を二〇一八年度マインナス一〇％程度とするということで、毎年の国の一般歳出の水準といたしましては、安倍内閣のこれまでの三年間では一般歳出の総額の実質的な増加が一・六兆円程度となっていること、経済、物価動向等を踏まえ、その基調を二〇一八年度まで継続する、こういうことを目安として定めて、それに沿って予算編成を行うということとしております。

また、社会保障関係費の水準についても目安を定めております。

若干長くなりますが、「安倍内閣のこれまでに三年間の経済再生や改革の成果と合わせ、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相

当する伸び(一・五兆円程度)となつてゐること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を二〇一八年度まで継続していくことを目安とし、効率化、予防等や制度改革に取り組む。この点も含め、二〇二〇年度に向けて、社会保障関係費の伸びを、高齢化による増加分と消費税率引上げとあわせ行う充実等に相当する水準におさめることを目指す。」

地方の歳出水準につきましては、「国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、二〇一八年度までにおいて、二〇一五年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。」

具体的には、こういう目安に沿つて予算編成をしていくということとしております。

○丸山委員 経済の状況をすくく試算されてゐるというふうに思ふんですよ。

内閣府の試算なんかはまさしくそんなんですけれども、実質のGDP二%、名目三%程度で二〇年まで推移するという予想で立てられてゐる。でも、今般、経済は危機的状況にあると前回の質疑でも大臣がおっしゃつてゐる中で、果たしてさううまくいくのかどうか。もつと抜本的な歳出歳入の改革をもう早目に手を打つていかないと、最後に必要であれば一八年度から追加で措置をやりますでは間に合わないというふうに思ふんですよ。しっかりとつていただきたいと言えないですが、しかし、しっかりとつていただきたいと本当に思ひます。

それは、やはり議員の一人としてもそうだけれども、若い世代の一人としても、ツケが回つてくるのはまさしく我々の世代であつて、もつと言えは今の子供たちであつて、まだ生まれ見ぬ将来の日本国民だと思ひますので、ぜひ、強い決意を持つてやると大臣は前回おっしゃつていただいてゐましたので、具体的に、国民が見てなるほどなと思ふ指標も示していただきたいというふうに思ひます。

そういった意味で、二〇二〇年度までの今後の経済状況、どういふ経済状況になつていくかが、今回の延期の件もそうだし、財政健全化の点においても非常に大事な部分になると思ふんですけれども、今回の延期によつて、もちろん日本経済に影響を与えるからこそ、逆に、裏返せば、延期しなければ日本経済に影響を与えるからこそ延期をされたんだということですから、今回延期したことが果たして経済にどういふ影響を与えるのかといふのは、もちろん財務省さんの方で研究されてゐると思ふんですけれども、これはどういふ感じになつてゐるんでしょうか。

○木原副大臣 お答えします。

今回の消費税率の引き上げ延期が本年度、二〇一八年度の実質GDPの成長率に与える影響として、内閣府からは、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要による実質GDPの押し上げ効果が見込まれなくなると聞いております。これは約〇・三%程度だといふふうに聞いております。

なお、来年度、二〇一九年度につきましては、この駆け込み需要の反動減等による実質GDPの押し下げ効果が見込まれなくなると聞いております。

以上です。

○丸山委員 数字が出てきましたけれども、消費税増税前の駆け込み需要がなくなることによつて、GDPがマイナス〇・三%ぐらい下がるんじゃないかといふのが一つの政府の試算。

そして、もう一つおっしゃつたのは、逆に、消費税が上がつた後の消費の冷え込みの話だと思ふんですけれども、ここが非常に重要だからこそ今回の消費税増税を延期するわけですね。これによつて景気が冷え込むとまずいので、世界的なリスクに対応するために、大臣の方は消費の低迷に拍車がかからないように、大臣の方は消費の低迷を延期するんだと思ふんですが、こちらの後半の方は具体的な研究といふのはどうなつてゐるんですか、細かいところまで教えていただきたいんですけれども。

○木原副大臣 お答えします。

二〇一七年度の実質GDP成長率については、消費税率引き上げ延期によつて、駆け込み需要の反動減及び消費税率引き上げによる実質所得の押し下げ効果が生じない中で、雇用・所得環境が引き続き改善をし、景気回復が見込まれることから、一・二%というふうに私どもは見込んでゐるところです。

(土井委員長代理退席、委員長着席)

○丸山委員 さっきの内閣府の試算も、GDPは実質で二%、名目で三%という予想なんですけれども、今の財務省だと、一七年度は一・二%程度になるといふ御答弁でした。要は、財政健全化に対する目標の設定では経済成長率を非常に高く見積もつてゐる。二%、三%と言つてゐるにもかかわらず、今のお話だと一・二%、一七年度とすると、実は、この財政健全化の内閣の試算は平均の話なので、つまり、一七年度が一・二%だと、その分、一八、一九と、平均をとるんですから、平均をとつて二、三%なんですから、かなり高くなつていかないと、どんどん後ろが苦しくなるんです。つまり、財務省の、政府の試算としては平均二から三%と言つてゐるんですから、後半、一八年度、一九年度はより上がつていくという予想をされてゐるということなんですか。

○木原副大臣 今おっしゃつたことを目指してやつていくということになると思ひます。

○丸山委員 目指されるのは大事です。ぜひ目指していただきたいです、我々としてはお願い申し上げます。しかし、お聞きになつた皆さんは同じように思われてゐます、かなり厳しいんじゃないかと。やはりここはごまかさにやつていただきたいんです。

そういった意味で、ごまかしがないように、もうちょっとちゃんと試算もしてほしいし研究もしてほしいというふうに思ふんですが、もつともつとこの部分をやつていくべきなんじゃないですか。もつと細かいところまで研究をした上で、多分、歳出をもつと削らなきゃいけないと思ふんですよ。

すよ。歳出削減をもつとしなきゃいけないと思ふんですけれども、歳出削減の改革、歳入の改革もそうです、しっかりと、もつと具体的にやつてほしいんです。その点はどうお考えになりますか。

今質疑をしてお答えいただいて、それは誠実さが無いとは言ひません、すくく誠実にお答えいただいてゐると思ふ。しかし、お聞きをしていて無理があるし、具体性がやはり薄いというふうに感じるんですけれども、もつと深掘りして国民の皆さんに説明する責任があると思われませんか。お願いできますか。

○木原副大臣 目標の達成に向けて、歳入歳入改革、これは一体となつて、しっかりと研究、また深掘りを積み重ねて、国民にしっかりと説明ができるように頑張つていく所存でございます。

○丸山委員 また引き続き、この委員会は続きますので、この辺の二〇二〇年度までの長期的な話はたびたび出ると思ひます。しっかりとつていただいて、質疑にたえるような御答弁をぜひいただきたいというふうに思ひます。

細かいところを聞いておきたいんですが、ちよつと、閑話休題と言つたら怒られますけれども、地元を回つてゐるつも言われることがありまして、消費税に関連すると、大体、五%とか一〇%は切りがいいから、カウントもしやすい小銭もたまらないから、一〇%がいいとは言われないけれども、五パーのときはまあよかったよねと。でも、八%というのは、結構、消費税が一円単位になつて、どういふ数字でも一円単位になるので、財布がばんばんになるし計算も大変だし、ちよつとこれは何とかならないのかというか、これが逆に経済的にはマイナスになつてゐるんじゃないかというのみたいな御質問もいただくときがあるんです。

確かにそうだなというの、正直実感として思ふんですが、果たしてそれが本当にそうなのかどうかとか、税率がなぜ八かという、やはり一%上がるって何兆円という単位で変わるので、それは、その辺も含めた上での国民にどういふ御負担

をお願いするかという意味で八なんですけれども、しかしして、その効率性とか数字が持つていく計算の複雑さとか、そういった部分というのは余り議論したことがなかったなと思うんです。

そういった部分、財務省は研究だとかされているのか、それをどう考えていらっしゃるのか、その点をお答えいただけますでしょうか。

○木原副大臣 丸山委員の問題意識、私も個人的に同じように持つておりまして、五とか一〇と比べると非常に切りが悪いというその御指摘は感じております。

財務省としまして、消費税の税率の切りのよし悪しの影響について研究を行っているかという点ですが、確認いたしました、研究はしていないということでございます。

特にそういったことは行っておりませんが、しかしながら、諸外国のそういった付加価値税率の例というものを、これは実際に調べればわかることとございまして、そういったことを見てみますと、ポルトガルやポーランドなどは二三％、オランダ、ベルギーなどは二一％、ドイツ、チリなどは一九％、スイスは八％などと、スイスなどは同じ八％、そういった、税率はさまざまに設定されているようにございます。

なお、消費税率を八％に引き上げた際、どういふふうに影響が出るか、こういったことも以前調査したことがありますが、財布の小銭がふえたというの、確かにそういう御意見がありましたし、あとは、自動販売機等の価格設定が非常に困難である、無人の販売施設などでは小銭の取り扱いが非常に難しいということもございましたし、そういったことがあったことはしっかりと省としては把握しているようにございますが、大きな問題が生じているとは現時点では考えていない、そういう状況でございます。

○丸山委員 また、今ややこしいのは、時期的に税抜きと税込みの価格が併用されているわけで、その点でも、税がどうなっている、細かい計算はどうするのというのは非常に国民の皆さんは思っ

ていらつしゃるところだと思えます。

しっかりとこの点は、税を管理されている財務省としても、引き続き頭の中には置いておいていただいて、計算しやすい、国民にとつてわかりやすい税というのをしっかりとやっていただきたいと思えます。

二点目、これも地元を回つていてお聞きすることなんですけれども、贈与税の非課税措置が今かなり広がつていまして、例えば子供さんの教育の一括の贈与とか、あとは住宅もそうですね、非常に今枠が広がつていて、最大五千五百万まで贈与税非課税措置があるわけです。

これは非常に我々若い世代に、今まで財産がない中で、年配の方々から若い世代に移転をされるという意味では悪くない、若い世代にはありがたい制度であるという側面はあると思えます。

でも一方で、お金がある人はいいですけれども、麻生大臣の麻生家はいいですけれども、うちの丸山家だと残念ながらそんなに財産がないので、そうすると、逆にお金持ちが固定化していく、お金がある人だけそういう措置は受けられるけれども、そんなないよという人は結局受けられない、格差が固定化したり貧富の差が出てくるんじゃないのというのは、正直、地元を回つていて税の話でいつも言われるんですけれども、これに對して財務省としてどうお答えになりますか。

○木原副大臣 委員御指摘のとおり、贈与税の非課税措置については、格差の固定化といった批判があることは自分としても認識をしているところでありまして、一方で、これらの措置というものは、高齢者層から消費意欲の高い若年層への資産の早期移転を促して消費を拡大し、需要を安定的に拡大させることを通じて経済再生を早期に実現するために、あくまで限定的に、ここがポイントでございます、限定的に導入しているということとであります。

しかしながら、税制というのは、公平性などを確保する観点から不断の見直しを行うことが重要であるということであり、これらの時限措置が適

用期限を迎える際に、再分配機能が大きく損なわれることがないよう、その適用状況や影響をよく見ながら見直しを不断に行っていくということが大事だろうと思つております。

○丸山委員 しっかりとそれはやっていただきたいと思えます。

もう一つ、地元を回つていてよく言われる、消費税も関連する税の話といえ、たばこの税金です。たばこ税がかかつていて、そして消費税もかかつていると思えます。このデマークションがどうなっているのという話はよく聞かれるんです。二重課税じゃないのという御質問もあるんですが、基本的にはそこは分けていますので、厳密に言う二重課税じゃないんですが、恐らく消費者の方からすれば、二重にかかつているぐらい重い税を払つているというのがあります。

また、昨今ニュースで、東京オリンピックに向けて一箱千円になるんじゃないか、議連の皆さんがそういう要望をされたみたいなのが出ていて、よく地元を回る中で、喫煙家の皆さんからそういう話が言われます。確かに、マナーの問題とか健康の問題とか、非常にいろいろな側面もあるの、一概には言えないんですけれども、一方で、非常に高額な納税をしてくださっている納税者でもあるというのが事実だと思えます。

大臣、よく葉巻をお吸いになるといふことだったと思うんですけれども、こうしたたばこ税、たばこの税のあり方について、よく地元を回つていると聞かれますので、大臣、お答えが何かありますらいただけますでしょうか。どういふふうにお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 これはもう昔からある話です。たばこ税と消費税と課税させているんです。たばこの場合は御存じのように極めて嗜好性の高い種類の消費物なので、この嗜好品であるといふところに着目して課税しているというのが税であるのに対して、消費税というのは、これはいわゆる財貨・サービスの消費一般に広く課税されておりますので、課税の根拠が全く異なっている

んだという点がまず第一点だと思つております。また、たばこ税と消費税の関係を見ましても、これはヨーロッパ、アメリカもそうですけれども、付加価値税、VATですか、VATと称する例の標準でいきますと、この中には間接税も含まれておりますので、個別間接税を含む価格に対して消費税が課税されるということに関しては、これは国際的にある程度確立されたルールになっておりまして、日本のほかを見ましても、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、いずれも皆この制度をとつておりますので、特段に問題があるというわけではないというふうに考えております。

○丸山委員 どういふふう税金が自分にかかつていのかというのは、なかなか詳しい方というのはいないと思ひますので、広報しろとまでは言いませんが、きちんとした説明が必要だと思ひますので、ぜひこれはお願いしていきたいと思ひます。

ちよつと閑話休題的になりましたけれども、日ごろ私が地元を回つていて聞かれる税関連の、聞いてみたいと思つていたので、三つほど聞かせていただきました。

最後に、時間もなくなつてきましたので、お伺いしていきたいと思ひます。

消費税を増税する、ふやすといったときに、いわゆるあの三党合意もそうですし、国民の皆さんは覚えていらつしゃると思ひます。テレビで、そのときの野田総理と、今は総理になられていますが、けれども安倍自民党総裁が議論をされて、その場で、きちんと改革をやるから国民の皆さんに消費税の御負担をお願いするという約束をしました。

その後、議員定数の削減、やるやると言つてずっと先送りになって、結局、ようやくことしですか、十、定数が削減されました。しかし、十できちんとやっているとおつちやつて国民の皆さんはほとんどないと思ひます。

財政が厳しいという中で、我々自身の身を切る改革というのは、維新の会には耳にたこができるぐ

はわかります。でも、今回の法案自体、景気条項がないこと自体がその不透明さをさらに増しているということをお聞きを御指摘申し上げまして、私の質疑を終わります。

ありがとうございます。

○御法川委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○御法川委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。重徳和彦君。
○重徳委員 私は、民進党・無所属クラブを代表して、政府提出、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律

案に反対の立場から討論を行います。

社会保障と税の一体改革については、平成二十四年六月のいわゆる三党合意以来、与野党の立場を超え、この問題を政局や政争の具にすることなく、国民の立場に立つて、将来の我が国の国家像を見据えた政治家、政党間の堂々たる信念に基づき進められてきたところであります。

三党合意は、世界に誇るべき、成熟した民主主義の成果であることは、麻生財務大臣の答弁でも認めるのとおりであり、この合意の重要性、必要性

は、いまだ全く変わりありません。

自公政権下における日銀の金融緩和の成果として、為替相場は円安に振れ、輸出型産業の増益が

主導する形で株価は上昇する一方、マイナス金利政策に踏み込んでもおお、二%の物価安定目標の達成は全く見通せません。

また、金融緩和と財政出動を実施する間に断行

すべき肝心の経済構造改革も手つかずのまま、企業の設備投資や実質賃金は増加せず、GDPの六割を占める個人消費も伸びることなく、アベノミクスは効き目がないのではないかとの評価が国民

の間で広がる中で、このたび、消費税の引き上げは再延期せざるを得ない状況になりました。

本年六月、参議院選挙を前に安倍総理は、再延

期の理由について、世界経済のリスク等の曖昧な根拠を並べた上で、再延期するという私の判断は、これまでの約束とは異なる新しい判断であると述べました。

政策の失敗を反省するそぶりも見せず、国会審議においてもすれ違いの議論に終始しては、アベノミクスの実態は一向に国民に伝わることはありません。

こうした状況下で政府・与党は、消費税率引き上げの今後の取り扱いについて、三党合意の精神を踏まえて野党に協議を呼びかけることもなく、無責任な政策対応を継続することを前提に、再延期の方針を打ち出しました。このまま漫然とアベノミクスと称する際限なき金融緩和と財政出動を続けるしか策がないのであれば、経済の復活、国民経済の向上は望み薄、さらなる政策の失敗を呼び込むだけです。

以下、本法律案に反対する理由を具体的に申し上げます。

第一に、一兆円もの税源を失う上に、逆進性対策として問題が多く、痛税感の緩和のみを主たる目的とする軽減税率の導入を単純に二年半先送りする点です。政府は、今後のマイナンバー制度の普及等を視野に入れた給付つき税額控除という、より適切な政策への変更を求める国会での健全なる主張を全く取り上げようとしません。

第二に、今回の再延期の判断は、前回の延期のように景気判断事項という法的根拠に基づくものでなく、根拠の乏しい新しい判断に基づくものとして説明されていない点です。今回の法改正において景気判断事項を復活させないのですから、次の引き上げ時期である平成三十一年十月に確実に実施されるかどうかは時の政権の恣意的な判断によることとなるのであり、何らの担保もありません。

第三に、地方自治体への配慮がない点です。地方は、国民生活を守る最前線として社会保障の充実のために政策を推進してきましたが、今回の再延期により大きなしわ寄せを受けています。そう

した地方への配慮もない上、地方法人課税の偏在は正措置も単純に先送りしています。

我々は、既に通常国会において、対案として、消費税率の引上げの期日の延期及び給付付き税額控除の導入等に関する法律案を国会に提出しております。問題の多い政府案を否決し、速やかに対案を審議し、可決することを求め、私の討論を終わります。

○御法川委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 私は、日本共産党を代表して、消費増税延期法案に反対討論を行います。

本法案は、日本経済に甚大な打撃を与えている消費税率のさらなる増税を三十カ月延期し、二〇一九年十月に実施するものです。

そもそも消費税率は、所得が少ない人ほど負担が重い、逆進性があります。税は応能負担で集めるべきであり、逆進性があり、格差拡大を促進する消費税率の増税は反対であります。

そして、逆進性が強いからこそ、二〇一四年四月に実施された消費税率八％への増税は、実質可処分所得を奪ったことで、全国の消費を長期にわたって冷え込ませ、二〇一四年度、二〇一五年度、戦後初めて個人消費が二年連続マイナスという甚大な打撃を日本経済に与えております。政府が二度も増税実施を延期せざるを得なくなっていることからしても、問題点は明白です。

本委員会の審議の中でも、消費増税が消費に悪影響を与えたことは麻生大臣も認められました。日本銀行も認めるように、消費増税の影響は想定以上に長引いております。消費税率一〇％に引き上げるならば、国民の暮らしと日本経済に深刻な打撃を与えることは明らかであります。

政府が、脱デフレを掲げながら、物価を下押しする消費増税を進めるのも支離滅裂です。破綻した消費増税路線はきっぱり断念すべきです。

中小零細業者の消費税の新規滞納の発生も深刻な状況であることが明らかになりました。消費税率は、一〇〇％価格に転嫁できないにもかかわらず、自腹を切つても納税を強いるという根本的

欠陥があります。

本法案の根底にある消費増税は、二〇一二年に三党合意により決定した税・社会保障一体改革にあります。政府は、一体改革により得た消費税率五％から一〇％への増税分を社会保障に全額回すとしています。しかし、社会保障の充実に利用されるのはたった一％分相当の二・八兆円だけで、その他多くの増税が財政赤字の穴埋めに使われるのです。きょうの審議でも、これから二％増は、事実上、専ら赤字の穴埋めのものであることが明らかになりました。その一方で国民には、年金、介護、医療の負担増、給付減のオンパレードであります。

税・社会保障一体改革に固執して消費増税を延期実施するのではなく、大企業優遇を拡大させてきた法人税減税と研究開発減税、資産家優遇の証券優遇税制、タックスヘイブンへの税逃れなど、不公平税制を正すことで社会保障財源を確保するべきであることを申し上げ、反対討論とします。

○御法川委員長 次に、丸山穂高君。

○丸山委員 日本維新の会の丸山穂高です。

私は、ただいま議題となりました税制抜本改革法改正案について、反対の立場から討論いたします。

まず、我が党は、消費税率引き上げの期限を決めて実施することには明確に反対です。

あす、我が党は消費増税凍結法案を提出します。この法案の内容は、消費税率引き上げのために、国会議員の身を切る改革、公務員人件費削減等の徹底行革、そして何より、景気回復が必要であるというものでございます。

内閣提出の法案は消費増税延期法案であり、我が党の法案は消費増税凍結法案です。延期とは期限を延ばすことで、凍結とは一旦決まったことの実行を差し控えることで、似て非なるものです。内閣提出の延期法案は、消費税率を平成三十一年十月一日に一〇％に引き上げるといふものです。我が党の凍結法案は、税率引き上げは「別に法律

で定める日」に行うことにしておりまして、それがいつになるかは、経済状況や、国会議員の定数や歳費の削減、公務員人件費の削減等の成果によって決めるというものです。

この消費増税凍結法案は日本維新の会の政策を反映したものです。我が党の政策は、まず身を切る改革と徹底行革、民営化を初めとする官から民への政策を推し進め、規制緩和、地方分権、金融緩和、財政政策といったあらゆる手段で経済を活性化させて税収を上げ、それでも足らなければ消費税率を増税するというものです。

これに対し、自民党など他党の政策は、まず消費増税を行い、その他の政策はその後にということです。社会保障と税の一体改革でも、消費税率の引き上げだけをまず決めて、社会保障充実政策の内容は後で決められたものです。

特に我が党が問題と考えるのは、議員定数の削減です。議員定数の大幅削減は、自民党総裁と当時の民主党政権の総理大臣が党首討論の場で国民に約束したはずのこと。ことし、ようやく衆議院で定数を十のみ減らすと決まりましたが、この際に我が党が要求した国会改革すら実現しておりません。

税は国の基本中の基本であります。その変更は本来慎重に行うべきところを、何の歳出削減の努力もなしに引き上げだけを決める、また、次は延期する、そのような法案には賛成できません。

以上の理由から、我が党は、今回の税制改正法案には反対であります。

○御法川委員長 これにて討論は終局いたしました。

○御法川委員長 これより採決に入ります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○御法川委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○御法川委員長 次回は、明二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時十三分散会